

【シンガポール事務所】COVID-19 にかかる所管国の対応状況（2020年8月3日 10:00 現在）

※表中の括弧書きの日付は発表日

国名（感染者数等）	出入国規制	その他（国内対策等）
<p>インドネシア</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染者：111,455名 ・死亡者：5,236名 	<ul style="list-style-type: none"> ●労働許可証保有者等の一部を除く外国人の入国禁止（3月31日） ●7月13日から60日以内の期間、国外滞在中に労働許可証が失効した外国人の再入国と再手続きを許可（7月10日） 	<ul style="list-style-type: none"> ●5月29日以降も緊急事態宣言を延長（5月27日） ●航空機での国内移動の際に必要な陰性証明書の有効期間を14日間に緩和（6月26日） ●バリ州が、7月9日から一定の安全措置の下で社会活動を再開するとともに、段階的に観光客を受入れる旨を発表（7月31日から国内観光客、9月11日から海外観光客）（7月7日） ●ジャカルタ特別州※等の一部地域で実施されている大規模な社会制限（学校休校、娯楽施設の閉鎖、在宅勤務の実施）の延長（7月30日） <p>※ジャカルタ特別州は、6月に大規模な社会制限を延長するとともに、同月を移行期間第1フェーズとして一部制限を緩和したが、数回の延長の後、7月30日には当該取扱を8月13日まで継続するとした。また、同州では7月17日に出入域制限措置（5月14日から実施）を撤廃</p>
<p>カンボジア</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染者：240名 ・死亡者：0名 	<ul style="list-style-type: none"> ●国民の欧州、米、イランへの渡航を禁止（3月15日） ●欧州、米、イランから帰国した国民は14日間隔離（3月15日） ●ビザ免除措置、観光ビザ及び到着ビザの発給停止を無期限延長（4月16日） ●伊、独、西、仏、米、イランからの外国人の入国禁止措置を解除（5月20日） ●全入国者にPCR検査実施（5月20日） ●PCR検査の結果、同一フライトに陽性の者がいなかった場合でも、全乗客は入国後14日間の自主隔離（6月10日） ●6月11日以降に入国する外国人の防疫措置に係る費用（検査費、指定施設滞在費等）は自己負担と発表（6月11日） ●6月19日から一定の条件下でビジネス関係者、学生等を対象にベトナムとの国境旅行制限を撤廃（6月23日） ●8月1日からマレーシアとインドネシアからの航空便の着陸を当面停止（7月27日） 	<ul style="list-style-type: none"> ●全学校の休校（3月14日） ●博物館、クラブ等の閉鎖、宗教的な集会等の禁止（3月17日） ●タイとカンボジアの国境が貨物を除き閉鎖（3月22日） ●6月1日から博物館が再開（5月20日） ●6月1日から無観客及び選手、コーチ等100人以下の状況でのスポーツイベント等を再開（5月25日） ●南部のリゾート地・シアヌークビルの公共ビーチを国内外の観光客に解放（6月9日） ●プノンペン市が、クラブやカラオケをレストランに改造しての営業再開を許可（7月8日） ●延期された正月休暇（4月）を8月17～21日に変更（7月11日） ●個人やグループで行う全てのスポーツやエクササイズ等の屋外活動を再開（7月28日）
<p>シンガポール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染者：52,825名 ・死亡者：27名 	<ul style="list-style-type: none"> ●シンガポール政府は、自国民に対して、全ての海外渡航をとりやめるよう呼びかけ（3月18日） ●全ての渡航者（シンガポール人含む）は、入国後14日間の隔離（4月9日） ●6月2日から一定の条件下でのトランジットを再開（5月20日） ●6月8日から中国（上海等の6都市・省）との間でビジネスまたは外交上重要とみなされる渡航を再開（6月3日） ●8月10日からマレーシアとの間で、一部対象者（重要な商用・公務目的の渡航者、長期就労ビザ保有者）の両国間の移動を再開（7月14日） ●7月20日から、入国前14日以内に感染が拡大している日本、香港、豪州（ビクトリア州）への滞在歴がある国民及び長期滞在ビザ保有者について、隔離場所を自宅等から指定施設に再度変更（隔離期間は14日間）（7月17日） ●8月10日以降に入国し、指定施設以外の場所で14日間の隔離を行う者は、政府が支給する電子追跡デバイスを常時着用（12歳未満は免除）（8月3日） 	<ul style="list-style-type: none"> ●外出時のマスク着用を義務化（4月14日） ●6月2日からMRT等重要な建設事業の再開（5月15日） ●6月2日から3段階に分けて行動規制を緩和していく方針を発表。6月2日から始まるフェーズ1では、小売店や一部のサービスを除き、感染可能性の低い業種の事業所や学校を段階的に再開（5月19日） ●6月19日からフェーズ2に移行し、一定の条件下での外食や小売業再開、5人までの集会等を許可。また、6月29日から学校（高等教育機関除く）を完全再開（6月15日） ●7月1日から一定の条件下で図書館を再開（6月24日） ●7月1日から一定の条件下でカジノ、テーマパーク等を再開（6月28日） ●7月13日から一定の条件下で映画館を再開（7月3日） ●国内の26カ所のホテルに対し、国内宿泊客の受入を許可（7月15日） ●参加者50人以下等、一定の条件の下で、数ヶ月以内にビジネスイベント等の再開を目指す旨を発表（7月22日） ●8月4日から結婚式・葬式等への出席者の上限人数を拡大（7月30日）
<p>タイ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染者：3,317名 ・死亡者：58名 	<ul style="list-style-type: none"> ●感染抑制に成功している国・地域との間で入国規制を緩和する計画を策定する旨を発表（6月17日） ●7月1日から労働許可証保有者、外国人学生等に入国を認めるとともに、各種防疫措置等※を実施（6月30日） <p>※入国時に陰性証明書（3日以内）及び入国承認状を提示。入国後、14日以上施設隔離、2回のウイルス検査実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●7月3日から国際線の離発着制限を緩和（7月2日） 	<ul style="list-style-type: none"> ●6月15日から全土の夜間外出禁止措置を解除（6月12日） ●6月15日からバンコク市内の地下鉄やバス等の運行を正常化（6月15日） ●7月1日から学校を再開（6月27日） ●7月1日から一定の条件下で、娯楽施設を含むほぼ全ての施設（闘牛、闘魚等を除く）を再開（6月30日） ●8月31日までの非常事態宣言延長を決定（7月22日）
<p>フィリピン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染者：103,185名 ・死亡者：2,059名 	<ul style="list-style-type: none"> ●全在外公館において査証発給を一時的に停止するとともに、ビザ免除措置を一時的に停止（3月19日） ●8月1日から、一定の条件下で移民ビザ（永住権）保有者の入国を許可（新規ビザ発行停止は継続）（7月21日） ●フィリピン人の海外渡航許可を再度停止（一部、特定の条件を満たした者のみ特例的に許可）（7月21日） 	<ul style="list-style-type: none"> ●6か月間の災害事態宣言発表（3月17日） ●5月3日から全ての国際空港の運用を一時的に停止、5月10日以降は特定の航空便に限り発着を許可（5月9日） ●一部の地域を除き、一定の条件下で、レストラン、カフェ、バーでの食事を夜9時まで許可（6月22日） ●8月1日から15日まで、コミュニティ隔離レベルを二段階に見直した上で隔離措置を継続（7月30日） ●医療体制の逼迫を受け、8月4日から18日まで、マニラ首都圏や近隣州における外出・移動制限の厳格化等を含め、コミュニティ隔離レベルの三段階への見直しを行い、隔離措置を継続（8月2日）
<p>ブルネイ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染者：141名 ・死亡者：3名 	<ul style="list-style-type: none"> ●住民は特別な理由がない限り、出国禁止（3月16日） ●外国人の入国禁止（トランジット含む）（3月23日） 	<ul style="list-style-type: none"> ●7月27日からゲーム施設等を一定の条件下で再開するとともに、再開済みの小、中、高校等の教育機関、飲食店、スポーツ施設、博物館等の活動範囲を拡大（7月22日） ●8月3日からモスク、その他の宗教施設等の活動範囲を拡大（7月22日）

<p>ベトナム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染者：620名 ・死亡者：6名 	<ul style="list-style-type: none"> ●日本に対するビザ免除措置を停止（3月19日） ●ラオス、カンボジアとの国境を閉鎖（3月31日） ●7月1日以降、日本を含む80か国へのビザ発行を決定（5月26日） ●日本との間で、渡航制限を段階的に緩和することで同意した旨を発表（6月19日） 	<ul style="list-style-type: none"> ●ハノイ市は感染拡大防止策（マスク着用、デマ情報を投稿しないこと等）に違反した者への罰則を導入（4月4日） ●必要不可欠な分野以外（ディスコとカラオケを除く）の営業再開を許可（5月7日） ●ディスコとカラオケの営業再開を許可（6月9日） ●ダナン市を中心とした感染者増加を受け、複数の地域（ハノイ、ホーチミン、ダナン等）で、一部イベントや飲食店等の一時停止を含む感染拡大防止策を再強化（8月1日） ●特定の施設・フライトを訪問・利用した者に対し、保健当局に連絡し自宅隔離を行うこと等を要請（8月2日）
<p>マレーシア</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染者：8,999名 ・死亡者：125名 	<ul style="list-style-type: none"> ●一時的に廃止されていたMM2H（長期滞在ビザ）パス保有者の再入国手続きの新ガイドラインを発表（6月15日） ●8月10日からシンガポールとの間で、一部対象者（重要な商用・公務目的の渡航者、長期就労ビザ保有者）の両国間の移動を再開（7月14日） ●一部の就労ビザ保有者等に事前の入国許可取得を再度義務化する等、出入国規制を強化（7月19日） ●7月24日以降に入国する全ての者に、入国後の14日間の施設隔離及びウイルス検査を実施（7月23日） ●就労ビザ保有者等の一時出国・再入国は緊急の場合及び医療上の理由に限り許可（7月27日） 	<ul style="list-style-type: none"> ●6月9日で条件付き活動制限令を終了し、6月10日～8月31日、回復のための活動制限令を実施。国外渡航やスポーツ大会開催、パブ・ナイトクラブの営業等を除き大半の社会・経済活動等を許可（6月7日） ●7月1日から全国の幼稚園、保育園を再開（6月15日） ●上限250名等、一定の条件下での会議、セミナー等の開催を許可（6月17日） ●国民の雇用確保のため年末まで新規の外国人労働者の受け入れを凍結（6月22日） ●7月1日からスパ、マッサージ等の営業再開（6月26日） ●7月15日から小、中学校等の活動範囲を段階的に拡大（7月2日） ●建国記念日（8月31日）のパレード実施見送り（7月8日） ●7月15日からカラオケ、屋内遊園地など娯楽施設の営業を再開（7月10日） ●8月1日から公共交通機関に加え混雑した公共の場所でのマスク着用を義務化（7月29日）
<p>ミャンマー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染者：353名 ・死亡者：6名 	<ul style="list-style-type: none"> ●14日以内に中国（湖北省）、韓国（大邱市、慶尚北道）に滞在した外国人の入国禁止（3月15日） ●隣接する国との国境を封鎖（3月19日） ●8月15日まで、外国人に対する21日間の隔離措置を延長（国民には入国後28日間の隔離を継続）（7月29日） ※航空機搭乗前の7日間（自宅隔離）、入国後に7日間（施設隔離）に続き、7日間（自宅隔離）の合計21日間 ●8月31日まで、国際線の民間旅客機の着陸禁止を延長（7月29日） ●8月31日まで、全てのビザ（外交、国連機関等除く）の発給停止を延長（7月30日） 	<ul style="list-style-type: none"> ●5月13日からヤンゴン地域内でのマスク着用を義務化（5月12日） ●7月21日から高校、8月4日から中学校、8月11日から小学校を再開（5月26日） ●8月1日から職場や許可を受けたレストラン等での15人未満の集会を許可（7月29日）
<p>ラオス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染者：20名 ・死亡者：0名 	<ul style="list-style-type: none"> ●外国へ渡航する全ての者（国民、居住者）に陰性の証明書の携行を義務化（7月8日） ●8月31日まで、国境閉鎖とビザ発給一時停止を延期（7月29日） ●8月31日まで、緊急の必要がある一部の外国人（外交官、国際機関職員等）の入国許可を延長（7月29日） ※6月30日までとされていた入国手続き（事前の入国許可、入国後14日間隔離等）は、その後の取扱いが政府から未発表ではあるが、現在も継続して実施されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●娯楽施設（カラオケ、バー等）の閉鎖（3月29日） ●政府は19名の全感染者が回復し、59日間新規感染者が発生していないことから、勝利宣言を発表（6月11日） ●8月31日まで、通常出勤・国内移動許可、営業許可の対象拡大（工場、映画館、ナイトマーケット等）、学校の再開等の緩和措置を延長（7月29日） ●8月31日まで、一定条件下での、スポーツ競技（有観客）・伝統行事・集会・結婚式の開催、カジノの再開等の許可を延長（7月29日）
<p>インド</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染者：1,750,723名 ・死亡者：37,364名 	<ul style="list-style-type: none"> ●外交、公用、国連、就労、プロジェクトビザ以外の全てのビザの効力を停止（3月12日） ●隣接する国との国境を封鎖（3月16日） ●6月1日からチャーター便利用でのビジネス目的による入国を許可（6月1日） ●7月31日まで全ての国際線定期旅客航空便のインドへの着陸禁止を延長（7月3日） 	<ul style="list-style-type: none"> ●ムンバイ市等では、公共の場でのマスク着用を義務化。違反者へは罰則が科される（4月8日） ●5月25日から国内線での移動を再開（5月20日） ●8月1日から規制緩和第三段階として、全土（一部地域を除く）で、夜間外出規制の撤廃に加え、8月5日からのジム等施設の再開等を発表（学校、映画館等の施設は閉鎖を継続）（7月29日） ●複数の州・地域（チェンナイ、ベンガルール、ムンバイ等含む）で外出規制を再強化（都市封鎖含む）（7月30日）
<p>スリランカ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染者：2,823名 ・死亡者：11名 	<ul style="list-style-type: none"> ●到着ビザの発給を停止（3月11日） ●14日以内に伊、韓国、イラン、墺、デンマーク、仏、独、蘭、スウェーデン、西、スイス、バーレーン、カタール、英、ベルギー、ノルウェーへの滞在歴がある渡航者は指定施設で14日間隔離（3月17日） ●感染が収まるまで、旅客船での入国を禁止（3月22日） ●8月1日から、政府のガイドラインの下での観光客受け入れを再開（6月5日） 	<ul style="list-style-type: none"> ●6月20日に延期していた総選挙（当初予定4月25日）を8月5日に再延期（6月10日） ●6月28日から外出禁止令を解除（6月28日）

7月22日、日本政府は、当事務所所管国（マレーシア、ブルネイ、カンボジア、ミャンマー、ラオス、シンガポール）を含む計12か国・地域との間で必要不可欠なビジネス往来の再開に向けた協議を開始する方針を決定した。なお、6月18日には、同じく当事務所所管国のベトナムとタイについても、同様の方針を発表している。